

○つくばみらい市廃棄物の適正処理及び再利用に関する条例

平成18年3月27日

条例第77号

(ごみ集積所の管理)

第36条 市長は、ごみを収集する場所（以下「ごみ集積所」という。）を指定することができる。この場合において、建物の敷地など公共の場所以外の場所の指定は、当該場所の管理者の申請に基づき行うものとする。

2 ごみ集積所の利用者は、その利用に当たって、第18条の規定によって定められた計画に従い、廃棄物を分別し、排出するなど適正な排出をしなければならない。

3 ごみ集積所の管理者又は利用者は、自らの責任において当該ごみ集積所及び周辺の清潔を保ち、かつ、みだりに廃棄物が捨てられないよう適正に管理及び利用しなければならない。